

愛媛県視聴覚福祉センター新型コロナウイルス対策に係る使用許可条件

〔使用許可の条件〕

1. 最大利用人数は、下記の感染リスクの軽減措置が担保・公表されている場合には、多目的ホール 180人、和室 60人、会議室 40人、試写室 50人、ボランティアルーム 20人、調理実習室 20人、研修室 30人、太鼓練習室 20人とするが、感染リスクの軽減措置が担保されていない場合には、多目的ホール 30人、和室 20人、会議室 15人、試写室 10人、ボランティアルーム 8人、調理実習室 4人、研修室 8人、太鼓練習室 6人までとする。
- 2 三つの密(密閉、密集、密接)の発生が原則想定されないこと。
- 3 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力を行うこと。
- 4 体調不良の方は、参加させないこと。
- 5 大声での、発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
- 6 その他、必要に応じて、適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒、マスク等の着用、室内の換気等)を講じ、拡大防止に資すること。
- 7 新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止のため、使用許可取り消し又は変更となる場合があること。

〔感染リスクの軽減措置〕※該当するものの口にレ印をご記入ください。

- ① 催しの主催者が属する団体や業種に新型コロナウイルス対策ガイドラインがある場合には、そのガイドラインに沿った措置が取られていること。
- ② 感染リスクの拡散を防止するため以下の措置が取られていること。
 - 消毒が徹底されていること。
 - マスクもしくはフェイスシールドを着用すること。
 - 検温の実施などで有症状者の入場を防止する措置を徹底していること。
 - 参加者の連絡先を確実に把握し、QRコードを掲示するなどしてCOCOA・えひめお知らせネットの利用促進のための具体的な措置が取られていること。
- ③ 個別に注意したりできる人員を配置するなど、大声を抑止する措置が取られていること。
- ④ 入退場や休憩時間に三密を抑止するため以下の措置が取られていること。
 - 十分な換気や食事等での感染防止など密集の回避を図る措置が取られていること。
 - 演者と観客がいる催しでは、相互の接触・飛沫感染リスクを排除する措置が取られていること。
- ⑤ 催し物前後の行動管理に対する措置として、公共交通機関・飲食店等の分散利用の注意喚起の措置が行われていること。

以上の許可条件を理解し、使用を申し込みます。

令和 年 月 日

団体名
代表者氏名

印